

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名： 臨床系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	少子高齢化の急進と生活環境の変化に伴い、歯、顎口腔を取巻く疾病構造、医療環境、患者の健康感も大きく変容している。臨床系歯学は、顎口腔領域とくに歯列に関する疾病、障害の診断、治療、維持を通して、小児期から終末期に至る一生にわたる口腔健康管理、歯列管理を確立するための学術分野である。さらに、再生医療をはじめとする生命科学研究、AI、IoT、マテリアル開発などの工学研究、地域医療、福祉などとの連携が今後の臨床系歯学に求められている。 本分科会では歯科補綴学、歯科保存学、歯科矯正学、小児歯科学などを中心とする臨床系の歯学分野のみならず、基礎系および病態系歯学、さらには幅広い領域と連携し、総合的に研究、臨床、教育研修を充実促進させることを目的とする。 その結果、本学術的状況を踏まえ、臨床系歯学分野を先導し、21世紀の臨床系歯学に求められている課題を検討し、必要な対応を提言することを期待する。
4	審議事項	1. 口腔健康管理、歯列管理に関連する疾病の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること 2. 口腔健康管理、歯列管理、歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を提言すること に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置